

補償金ご請求対象期間等のお知らせ

平成23年9月
東京電力株式会社

今回ご案内する補償金は、以下の内容にもとづいてご請求いただけます。
詳細は「補償金ご請求のご案内」をご覧ください。

ご請求対象期間

平成23年3月11日～平成23年8月31日



ご請求の対象となる方

- ① 避難区域にお住まいの方
- ② 計画的避難区域にお住まいの方
- ③ 緊急時避難準備区域にお住まいの方
- ④ 特定避難勧奨地点にお住まいの方
- ⑤ 従前の屋内退避区域にお住まいの方
- ⑥ 南相馬市全域のうち、上記①～④以外の区域にお住まいの方

ご請求の対象となる項目

- 上記①～⑥に該当する方：避難生活等による精神的損害、避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、検査費用(人、物)
- 上記①～⑥に該当し給与所得がある方(内定者及び復職予定者含む)：就労不能損害
- 財物価値の喪失又は減少について
本補償項目につきましては、「原子力損害賠償紛争審査会」が公表している指針において、弊社が賠償すべき項目として示されております。
しかしながら、警戒区域の解除がなされていないなか、現状ではご被害者のみなさまの財産状況の確認や想定が難しいことや、放射性物質の除染について実施主体や方法を含めた国等の方針が現時点で明らかになっていないことなどから、補償金請求に関するご案内につきましては、現段階でお知らせすることが困難な状況でございますので、後日改めてご案内をさせていただきます。
ご被害者のみなさまにおかれましては、ご不便をおかけして大変恐縮でございますが何卒ご理解を賜りたいと存じます。

詳細は「補償金ご請求のご案内」をご覧ください。

以上